

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震：J-SHIS、草津市地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年で14.3%の確率で発生するとされている。

また、当市の地域防災計画によると、三方-花折断層帯地震(マグニチュード7.3程度)の今後30年以内の発生確率は、最大0.6%、同じく50年以内で1%、100年以内で2%。琵琶湖西岸断層帯地震(マグニチュード7.8程度)の今後30年以内の発生確率は、最大9%、同じく50年以内で20%、100年以内で最大30%となっている。

(洪水ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する地域での浸水は0.5mから1mであるが、1年後に移転が予定されている地域では0.5m未満の浸水が予想されている。小売業や飲食業が点在する洪川地区で0.5mから2m、大路地域、草津地域でも1mの浸水被害が予想される地域が散在している。また、新草津川沿いで青地地域付近で2mから5m、ロードサイドショップが集中する大津湖南幹線沿いは0.5mから2m、国道1号沿いは、0.5mから1mの浸水地域が散見される。製造業の多い山手地域においても、0.5mから2mの浸水被害地域が見られる。

(土砂災害ハザードマップ)

県による当市の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域によると、当市山手側の山寺町、馬場町、岡本町において、急傾斜地の崩壊の恐れがあると記載されている。

(大規模事故災害)

当市の地域防災計画によると、雑踏事故、湖上災害事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、毒物劇物事故、危険物爆発事故、大規模火災等、突発的な大規模災害が増加し、多くの人命が失われており、特に地震や風水害等の自然災害と複合した場合、多くの犠牲者の発生が考えられる。

(原子力災害)

当市は福井県に所在する原子力施設(敦賀、美浜、大飯、高浜、もんじゅ、ふげん等)から最短で58kmと国や県が示している「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」に含まれていないが、滋賀県で実施された放射性物質拡散予測シミュレーションでは、草津市の一部に放射性雲(プルーム)の影響があると結果が得られている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 5,089事業所
- ・ 小規模事業者数 3,571事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	402	378	市内に広く分布
	製造業	372	250	市内に広く分布しているが、山手側に大手の工場が集中している。
	卸・小売業	1,170	627	JRの駅周辺および幹線道路沿いに集中
	不動産業	487	480	市内に広く分布
	サービス業	1,733	1,070	JRの駅周辺および幹線道路沿いに集中
	医療・福祉業	457	390	市内に広く分布
	その他	468	376	市内に広く分布

※上記は2016年実施経済センサスによる

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

防災計画の策定等

- ・平成26年度 草津市防災アセスメント調査
- ・平成28年度 草津市避難所運営マニュアル
- ・草津市地域防災計画・・・必要に応じて、内容を更新
 - 震災対策編 平成31年3月修正
 - 風水害等対策編 平成31年3月修正
 - 大規模事故災害対策編 平成24年3月修正
 - 原子力災害対策編 平成29年3月修正

防災訓練の実施

- ・総合防災訓練の実施等（別紙のとおり）
- ・シェイクアウト訓練
- ・草津市減災シンポジウムの開催 平成22年度から毎年実施
- ・地区防災計画の策定支援
- ・地元への出前講座、地域で開催される防災訓練への参加（H30実績 28件）

防災備品の備蓄 各小中学校の防災倉庫に防災備品を備蓄

（小学校全校（14校）整備済み、中学校は6校中4校整備済み・2校は今後整備予定）

2) 当商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

- ・東京海上日動火災保険株式会社 滋賀支店 大津支社による職員研修
- ・防災用品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・独自の防災訓練の実施

II 課題

現状では当所自体のBCPを作り始めたところであり、災害時の初動対応しか整備されていない。今後は初動以降の対応や被災した会員事業者への支援体制・対応を整備し、訓練していく必要がある。

更には会員事業者の再建に向けて必要となる保険や共済、助成金等を助言できる経営指導員と一般職員の育成が急務となっている。

当市において、起こる確率の高い災害である浸水・洪水については、事前準備をしっかりと行うとともに、予測のできる災害であることから、事前対策にも力を入れる必要がある。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識いただき、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑にするため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当初2年間（令和2・3年度）は広く小規模事業者には災害リスクや計画内容の周知のためのセミナーを実施する。
- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報誌（商工くさつ）やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進について助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定段階の事業者に対し、専門家の派遣を行う。
- ・特に当市で発生確率の高い浸水・洪水については、天気予報等からの情報により、備えを講ずることが可能であるため、事前や直前の防災・減災対策に力を入れる。

2) 草津商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、現在簡単な危機管理マニュアルしかない状況であるため、本支援計画の作成時に併せて、事業継続計画の作成を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・連携する東京海上日動火災保険株式会社滋賀支店に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外の事業者も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、当所職員を対象とした研修を実施する。
- ・滋賀県中小企業診断士協会とも連携し、定期的なBCP相談会の開催や計画作成を希望する事業者への専門家の派遣を依頼する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等作成状況について確認。
- ・内部月例会議において、年に一度本計画の内容について検討し、変更箇所がある場合および当所または当市が必要と認めた場合は協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6以上の地震、特別警報（大雨や暴風）等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員・来客者の安否報告、職員の勤務の可能性の確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報を共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地域内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

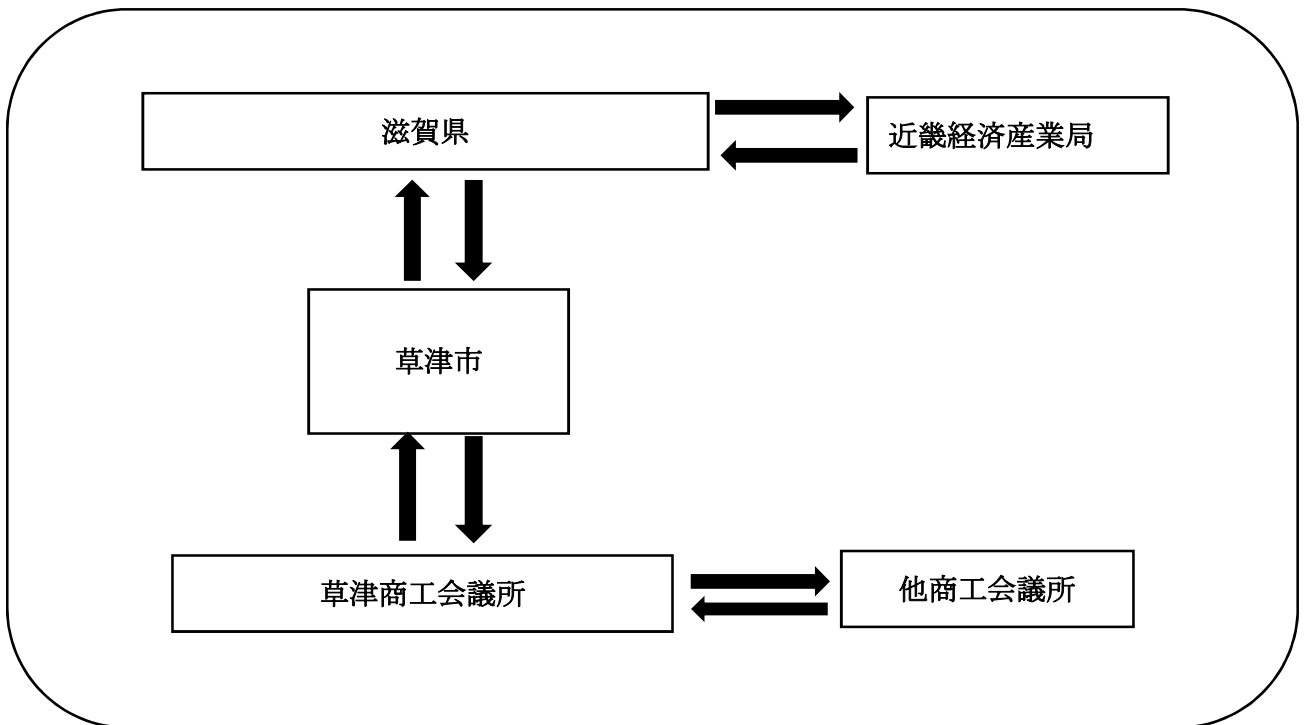
- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害状況を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当所または当市より県へ報告する。

下図は、連絡ルート



<4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合や日本商工会議所より指示があった場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、当所と当市間で情報を共有する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について、地域内小規模事業者へ周知する。

<5. 地域内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

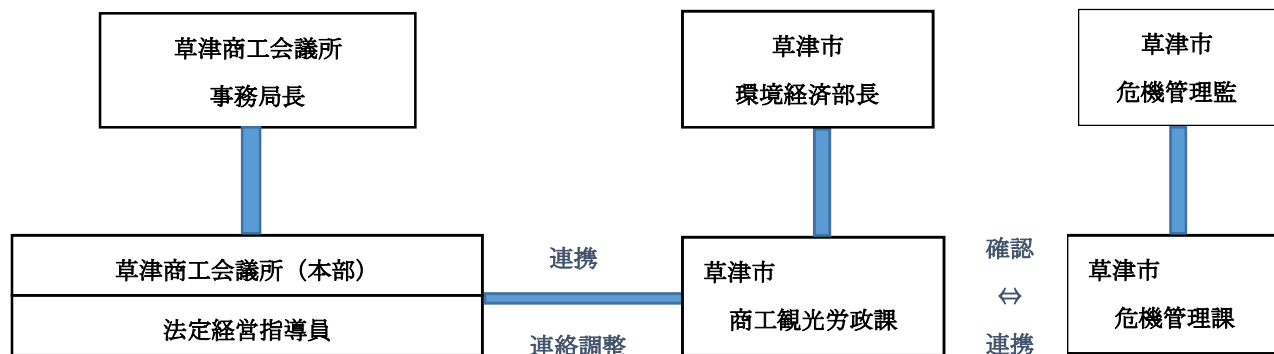
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月7日現在)

(1) 実施体制 (商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 馬場 美由紀 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

草津商工会議所 業務指導課

〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目11-51

TEL: 077-564-5201 / FAX: 077-569-5692

E-mail: info@kstcci.or.jp

②関係市町

草津市役所 商工観光労政課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL: 077-561-2351 / FAX: 077-561-2486

E-mail: shoro@city.kusatsu.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・窓口相談実施費	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	0	0	0
・パンフ、チラシ作成費	100	100	200	200	200

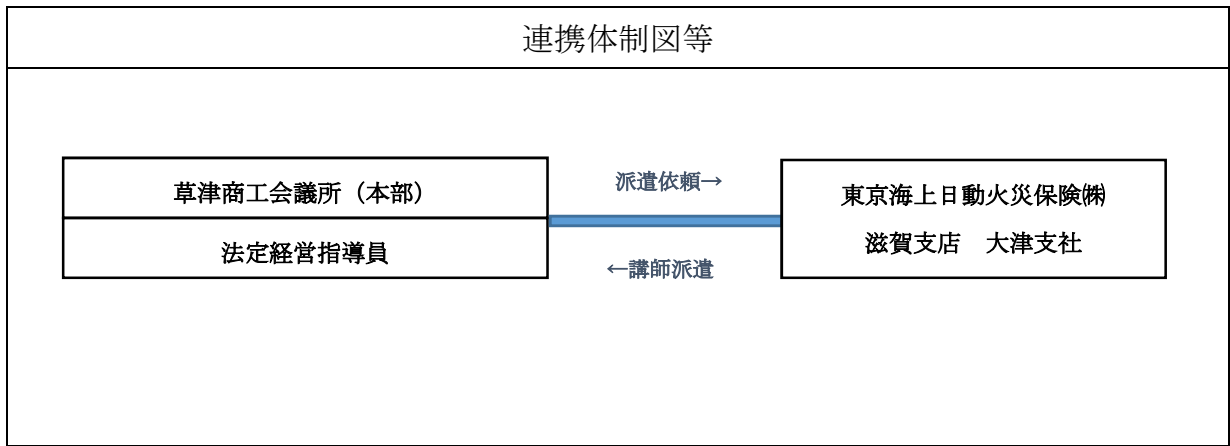
調達方法
会費収入、草津市補助金、滋賀県補助金、事業収入

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会または商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名			
東京海上日動火災保険株式会社 滋賀支店 大津支社 滋賀県大津市京町二丁目5-10 TEL: 077-522-9017 代表者: 支社長 吉竹真人氏			
連携して実施する事業の内容			
1. 小規模事業者向け研修会、セミナー 小規模事業者に対し、事業継続力強化計画作成の重要性やメリット、リスクファイナンスの側面を含めた保険の内容等普及啓蒙を行う。 2. 当所職員向け研修会 当所職員に対し、リスクファイナンスの側面を含めた保険内容等についてのレクチャーを行う。			
連携して事業を実施する者の役割			
連携者名称	代表者	役割と期待できる効果	
東京海上日動火災保険 (株)滋賀支店 大津支社	支社長 吉竹真人氏	役割	小規模事業者向け研修会への講師派遣
		効果	計画の必要性を正しく認識できるとともに、自社の事業継続力の強化が図られる。 また作成することによるメリット(税制優遇、金融支援等)やリスクファイナンスについての知識を知ることができる。
		役割	当所職員向け研修会への講師派遣
		効果	リスクファイナンスの内容等を知ることにより、より詳細な支援を行うことができる。

連携体制図等



(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会または商工会議所および関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名			
一般社団法人滋賀県中小企業診断士協会 滋賀県大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 4階 代表者：会長 田中清行氏 連絡先：077-511-1370			
連携して実施する事業の内容			
1. 専門家の派遣 ①定期的に開催する窓口相談への専門家の派遣。 ②事業者BCP策定支援のための専門家の派遣（策定事業所へ）。 小規模事業者に対し、定期的に行う事業継続力強化計画作成に対するアドバイスを を行い、計画作成数の増加や実効性を高める。			
連携して事業を実施する者の役割			
連携者名称	代表者	役割と期待できる効果	
(一社) 滋賀県 中小企業診断士協会	会長 田中清行氏	役割	相談窓口への専門家派遣
		効果	作成計画の内容や道筋を予め示すとともに、支援策などの情報を提供するなど、作成へのハードルを低くし、より多くの事業所が取り組める環境づくりを行う。
		役割	事業所への専門家派遣
		効果	計画作成のために支援を行うことにより、小規模事業者の負担が軽減されるとともに、実効性のある計画が作成できる。

連携体制図等

